

# 生徒心得等について

## 1 本校の教育方針に基づく生徒指導の重点

### (1) 基本的観点

- ① 端正な服装と規律ある生活を厳守する。
- ② 明るい挨拶と正しい言葉づかいを心掛ける。
- ③ 高い品性と自律性を身につけて、社会規範を確立する。

### (2) 実践項目（日常生活）

- ① すべてに「本気」で取り組む真剣さを心の柱とする。
- ② 他人に迷惑をかけない生活をする。
- ③ 「はい」という素直さ、「ありがとう」という感謝、「すみません」という謙虚な心を身につける。

## 2 生徒心得

本校生は良識ある判断に基づいて行動し、「志を立て、自ら学び、己を律する、未来を共に生きる」という教育方針のもと、よき校風の樹立に向け、一人一人が努めなければならない。そこに個性豊かな人が育つ。

### (1) 服装

本校生としての自覚と誇りと品位を保つため、服装は質素、清潔、端正なものにする。流行に流され、華美にならないように努める。

### (2) 礼儀

互いに人格を尊重し、敬愛の念をもって人に接し、自らの人間性を高める。

- ① 本校の教職員に対してはもちろん、来客者に対しても、挨拶や会釈をする。
- ② 生徒相互間においても、進んで挨拶をする。
- ③ 校外においても、教職員や面識のある人に出会った場合は挨拶や会釈をする。
- ④ 言葉づかいと生活行動は人格の表れである。高校生らしい品位を保持する。

### (3) 交友

良き友は一生の宝である。相互に教養を高め、切磋琢磨して友情と信頼を深める。

- ① 親しい中にも礼節を保つ。
- ② 異性との交際は、明るく健全で世間から非難されることのない節度ある行動をとる。

### (4) 校内生活

学校生活のすべては、学業の達成と心身の成長のために活用すべき観点から、次の点に注意して日常生活を送る。

- ① 8時30分までに登校し、授業を受ける態勢を整える。
- ② 集合は常に敏速かつ静粛に行う。（5分前行動）
- ③ 安全上の理由から、始業時から終業時まで、許可なく校外に外出しない。
- ④ 昼食は所定の時間、場所で行うようにする。

- ⑤ 上履き、下履きを区別し、校舎内は常に清潔にする。
- ⑥ 施設、器具等は大切に使い、落書き、破損や紛失したときは原則として弁償する。
- ⑦ 学校生活に不必要なもの、高価なものは持ち込まない。貴重品の保管は各自が責任を持つ。所持品には必ず記名し、紛失や拾得の場合はすぐ担任か係の教員に届ける。
- ⑧ 部活動で使用する部屋は常に整理整頓を心掛け、部活動以外には使用しない。
- ⑨ 学校生活に必要な情報を得るために、毎日、掲示板等の内容を確認する。また、校内放送は静かに聴く。
- ⑩ 清掃当番は責任をもって担当区域の清掃を行い、終了後は必ず清掃監督に報告する。

## (5) 登下校

- ① 欠席、遅刻、早退等の場合は事前に保護者等から担任に連絡をする。※Classi を利用中
- ② 登下校は常に交通規則を厳守し、交通事故防止に努める。
- ③ 下校時刻は2月から10月は18時（延長18時30分）、11月から1月までは17時（延長17時45分）とする。下校時刻を超えて残留する場合は必ず、学年の教員または顧問が付き添う。また、考査期間中の下校時間は13時とする。
- ④ 通学途中の飲食店、喫茶店、遊技場への出入りや、品位を傷つけるような行動（歩きながらの飲食、ながらスマホ等）は慎む。
- ⑤ 登下校の途中で事故に遭ったり、身に危険を感じたりした場合は、すぐに学校と警察に連絡する。
- ⑥ 自転車通学者は別途「自転車通学に関する規定」を参照する。
- ⑦ 電動キックボードでの登下校は禁止する。

## (6) 校外生活

常に高校生としての品位を保持し、謙虚で良識ある行動をとる。

- ① 外出時は生徒証を携行し、保護者に行き先、用件、帰宅時間等を伝える。
- ② 風紀上好ましくない場所や、未成年の立入禁止場所への立ち寄りはない。また、飲酒（ノンアルコール類含む）、喫煙（電子タバコを含む）、その他公序良俗に反することはしない。
- ③ 友人宅をみだりに訪問することは控える。
- ④ 外出は遅くとも21時までとし、夜間外出は控える。
- ⑤ アルバイトは原則として禁止する。やむを得ない理由のある場合は学校に届け出て、承認を得る。※年末年始の郵便事業については別扱いとする。
- ⑥ 旅行等は必ず保護者の同意を得て、学校に届け出、許可を得てから、安全に実施する。
- ⑦ 原付自転車、自動二輪、自動車等の運転免許証を取得したり、運転したりすることは禁止する（三ない運動の徹底）。なお、未成年者の運転する車への同乗も禁止する。

## (7) 休日登校

休日は原則として登校しない。ただし、部活動やクラスの活動等で登校する場合は、顧問または学年の教員が必ず付き添う。

## (8) 諸手続および提出先

願や届を必要とするもの ※願が提出されても、承認・許可しないことがある。

各種届願等	提出先
① 公認欠席届	担任
② 忌引き届	担任
③ 定期考査欠席届	担任
④ 学校感染症届	担任
⑤ 登校証明書（学校感染症）	担任
⑥ 紛失届	生徒指導・保健部
⑦ 破損届	担任
⑧ 生徒住所（名前）変更届	担任
⑨ 後見する者（保護者等）住所（名前）変更届	担任
⑩ 旅行等許可願（学割発行願）	担任
⑪ 自転車通学許可願	担任
⑫ アルバイト承認願	担任
⑬ 掲示・放送・集会・印刷物の配布等の許可願	生徒指導・保健部

## 3 服装・頭髪等の規定

服装・頭髪等は、高校生としての品位を保ち、端正・質素なものとする。故意の変形や無用な装飾をしない。

### (1) 男子服装・頭髪等について

#### ① 冬服

- ・上下とも内側に「標準型学生服」マークがあるものとし、左襟に学年章、右襟に校章をつけ、ボタンは校章入りを使用する。
- ・制服の下には白無地で左胸ポケットに学年色の校章をプリントしたカッターシャツを着用する。
- ・靴下は白色のものとする。
- ・セーターを着用する場合は「紺一色・長袖・Vネック・ボタンなし」のものを着用する。

#### ② 夏服

- ・白無地長袖または半袖カッターシャツの左胸ポケットに学年色の校章をプリントしたものを着用する。
- ・シャツの裾はズボンの中に入れ、制服の下には白色・無地のシャツを着用する。

#### ③ 頭髪

- ・端正に保ち技巧をこらさないこと。また、前髪は目に掛からず、襟足は襟の下端に触れないようにする。
- ・パーマ、染色、脱色、変形などの技巧をこらさない。また、ピン留めは使用しない。

#### ④ ベルト

色は黒、紺、茶とし、装飾のついたものや大きなバックルのものは禁止する。

## (2) 女子服装・頭髪等について

### ① 制服

- ・冬服、夏服とも本校所定のもので、ロゴが学年色で刺繍されたものを着用する。
- ・制服の下には白・黒・紺・グレー・ベージュ色で無地のシャツを着用する。シャツの裾はスカートの中に入れる。
- ・靴下は学年色が刺繍された本校所定のものとする。
- ・本校指定のカーディガンを制服の上に着用してもよい。

### ② ストッキング

ストッキングは着用しても良いが、色は、ベージュ色、または黒色で無地とする。

### ③ 頭髪

- ・清楚なものとし、前髪は目に掛からないようにする。
- ・パーマ、カール、染色、脱色などの技巧をこらさない。
- ・髪留めのゴムやピンは華美でないものとする。

## (3) 男女共通

- ① 装飾品（ピアス、イヤリング、指輪、ネックレス、ブレスレット等）は禁止する。なお、ピアスの穴は指導の対象とする。
- ② 化粧は禁止する（過度の眉ぞり、眉描き等を含む）。
- ③ 防寒具（コート、ジャンパー、マフラー、手袋）は華美でないものとする。また、コート、ジャンパーについては、事前に学年生徒指導係の許可を得ること。
- ④ 靴は黒の短靴、または、体育時の運動靴（色は白を基調としたもの。デッキシューズやハイカット等は不可）とする。
- ⑤ カバンの形状は自由とする。但し、学習用具等を収納・保管するに相応しいカバンとする。
- ⑥ 制服の着用期間について  
服装の移行期間は設定せず、各自の判断で下記で認められた服装で登下校する。また、入学式や卒業式等の式典では指示する服装とする。

### <認められる服装>

#### ○男子

- ① 制服 + 指定のセーター※ + カッターシャツ（長袖 or 半袖） + ズボン + 白靴下
- ② 制服（詰襟の上着） + カッターシャツ（長袖 or 半袖） + ズボン + 白靴下
- ③ 長袖カッターシャツ + ズボン + 白靴下
- ④ 半袖カッターシャツ + ズボン + 白靴下
- ⑤ 指定のセーター※ + 長袖カッターシャツ + ズボン + 白靴下  
※紺一色・長袖・Vネック・ボタンなし

#### ○女子

- ① 冬用長袖セーラー服 + カーディガン + スカート + 指定のソックス
- ② 冬用長袖セーラー服 + スカート + 指定のソックス
- ③ 夏用半袖セーラー服 + スカート + 指定のソックス
- ④ 夏用長袖セーラー服 + スカート + 指定のソックス
- ⑤ 夏用長袖セーラー服 + カーディガン + スカート + 指定のソックス

#### (4) 携帯電話等（スマートフォン等の通信機器を含む）の持ち込みについて

- ① 携帯電話等（スマートフォン等の通信機器を含む）の校内（学校敷地内）での使用を禁止する。校内では端末の電源を切り、各自で袋（口の閉まるもので、中身が見えず、外から操作できないもの）に収納し、カバンの中で保管する。
- ② 登下校途中での携帯電話等の使用については、保護者等への連絡など、やむを得ない場合に限り認めるが、常に公共のルール・マナーに反することがないようにする。

#### 4 自転車通学に関する規定

自転車通学を希望する生徒は使用自転車の登録を行う。（学年色のステッカーを貼付）

##### (1) 自転車は標準型を使用する。

※ マウンテンバイク、折りたたみ自転車、電動アシスト自転車もベル・荷台・ライトなどの条件を満たす場合は許可が可能である。

※ ベル、ライト、ブレーキ、反射板、カギ、かご等が適正であること。

- (2) カバンなどの重い物は後部の荷台に紐でくくるようにする。
- (3) 自転車は学年ごとに決められた自転車場所に置き、必ず施錠する。
- (4) 交通ルール・マナーを遵守する。

<本校が許可していない自転車>

改造自転車、ハンドルの形がドロップ式、セミドロップ式、イーグル型などの変形ハンドルのもの。

<自転車を安全に乗るために>

高校生の自転車乗車中の交通事故は登下校の時間帯に多発しています。本校もその例外ではありません。単なる経験や勘に頼るのではなく自転車に関係した法規を理解し、「すこしぐらいなら…」や「他の人がやっているから…」といった安易な気持ちは慎み、安全な自転車の乗車方法を身につけなければなりません。そのため以下にあげることを必ず守ってください。また、ご家庭におかれましても、下記に留意して日頃より安全運転についてのご指導をよろしくお願いいたします。

- ① 道路の左側を通行する。
- ② 自転車道が設けられている場合はその自転車道を通行する。
- ③ 「自転車歩道通行可」の標識がある歩道は車道側を通行できる。ただし、歩行者の通行を妨げてはならない。
- ④ 並走や二人乗りをしてはいけない。
- ⑤ 傘差しや携帯電話やスマートフォン等を使用しながらの運転はしてはいけない。
- ⑥ スピード競争や手放し走行・片手運転をしない。
- ⑦ 交差点では車両用の信号機に従う。但し、「歩行者・自転車専用」または「自転車専用」の標識が設置してある信号機がある場合は、それに従わなければならない。
- ⑧ 信号機のない交差点での右折は、早めに右折の合図をして道路の左端に寄って徐行しながら交差点の向こう側まで進む。そして直角に右折する。
- ⑨ 信号機がある交差点での右折は、青信号に従って、交差点の向こう側まで進み、その地点で止まって、向きを変え、右折する方向の信号が青になってから進む。（二段階右折）
- ⑩ 自転車横断帯がある所では、その横断帯を横断する。
- ⑪ 「交差点進入禁止」の表示がある所は、その表示に従って交差点に入らず、歩道に入ってから通行する。

- ⑫ 一時停止の標識があるところでは必ず一時停止をする。また、左右の見通しの悪い交差点や曲がり角付近を通行する場合は徐行し安全を確かめてから進む。
- ⑬ パトカーや救急車などの緊急自動車が近づいたときは、道路の左端に寄って進路を譲る。
- ⑭ 夜間は必ず点灯し、後部に反射鏡または反射テープを貼り付ける。
- ⑮ 自転車は常に点検整備し、整備不良車には乗らない。
- ⑯ 学校の指定する駐輪場以外に自転車をとめてはいけない。
- ⑰ ヘッドホン（イヤホン）をしての運転はしてはいけない。
- ⑱ 自転車用ヘルメットを着用する。※令和5年4月から努力義務化されました。